

令和8年度外国人介護留学生受入支援事業実施業務仕様書

1 委託する業務の名称

令和8年度外国人介護留学生受入支援事業実施業務委託

2 目的

山口県内の介護施設等で介護福祉士として就労することを希望する外国人介護留学生（以下「留学生」という）の受入に取り組む県内の介護施設等*に対し、伴走支援を実施することで、介護人材の安定的な確保を図る。

※ 所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設又は事業所等

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

山口県福祉人材センター及び文部科学省受託事業を実施する関係機関等と連携・協働し、以下の業務を行うこと。

(1) 外国人介護人材受入理解促進セミナーの開催

①対象

県内の介護施設等

②実施日程の調整及び会場の確保

講師と調整を行い、実施日程を決定し会場を確保すること。

- ・会場：県内1カ所+オンライン
- ・定員：50名程度（オンラインは特段の定員制限はしない）

③内容

- ・留学生受入の現状と受入制度等の説明
- ・留学生受入の先行事例の紹介
- ・県が実施する各種支援事業（「外国人介護人材獲得強化事業」、「外国人介護留学生奨学金等支援事業」、「外国人介護留学生受入環境整備事業」等）の紹介
- ・「外国人介護留学生受入支援事業」の説明 等

④その他

- ・参加施設にアンケート（意向調査等）を実施し、とりまとめの上、県へ報告すること。

(2) 現地マッチング会等への参加及び参加施設等の支援

- ① 県内日本語学校や介護福祉士養成施設、介護施設等と連携・調整の上、現地マッチング会（例：学校法人敬心学園が実施する「企業説明会&マッチング会 in タイ」等）へ参加するとともに、現地マッチング会において、留学生と介護施設等のマッチングに向けたサポートを実施すること。

- ② 現地サポートデスク（県産業人材課所管）と連携し、提供される情報を踏まえ、

面接会等への参加調整及び参加施設等への支援を実施すること。

(3) 留学生や介護施設等からの相談対応及び支援

- ① マッチングから介護施設等において介護福祉士として業務従事するまでの間、留学生及び介護施設等がコミュニケーションを重ね、信頼関係を構築できるよう、定期面談や助言等の実施により、留学生及び介護施設等を支援すること。
- ② 留学生の来日手続き等に関し、関係機関と連携し、円滑に手続きが行われるよう、留学生及び介護施設等を支援すること。
- ③ その他、留学生の受入に係る各段階に応じたサポートを実施すること。
- ④ 留学生や介護施設等が、各種相談等を円滑に行えるよう、相談窓口を設置すること。なお、相談窓口においては、電話、電子メール等の手段により相談対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、助言及び支援を行うこと。また、相談内容については適切に記録・管理し、県の求めに応じて報告すること。

5 その他

業務の履行に当たっては、定期的に報告・協議を行うものとする。